

「取引資格取得要件の見直しについて」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2020年5月29日
株式会社東京証券取引所
株式会社大阪取引所

東京証券取引所及び大阪取引所（以下、当取引所）では、取引資格取得要件の見直しについて、その要綱を本年3月31日に公表し、4月30日までの間、広く意見の募集を行いました。その結果、1件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的に、収益力のほか、内部統制等の経営体質が脆弱な小規模証券会社は相対的に破綻リスクが高く、小規模証券会社が取引参加者となった場合、小規模証券会社が破綻することにより発生する既存取引参加者への負担が従前より増えることが予想される。取引資格取得基準の緩和に伴い、既存取引参加者が負うリスクの軽減策等があればご教示いただきたい。 • 多様な証券会社が取引参加者となることにより、貴取引所の管理コストが増加することが予想されるが、最終的に当該コストが取引参加者の支払う決済コスト等に転嫁されることにより、決済コストが国際的に割高な水準となり、本邦市場の国際競争力低下に 	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の見直しは取引資格取得要件に係るものであり、別途清算機関において定める清算資格取得要件等の清算参加者制度の見直しを伴うものではありません。 • 取引所取引に係る清算の安全性は清算参加者制度の中でこれまで同様担保され、また、比較的小規模な証券会社等、清算資格を有さない取引参加者は、その取引の清算を他社清算参加者に委託することとなりますので、今回の見直しにより、既存取引参加者の負担が必ずしも従前より増えるものではないことを、ご理解いただければと存じます。 • 上記のとおり、取引所取引に係る清算の安全性は清算参加者制度の中でこれまで同様担保されております。また、取引資格取得要件の見直し後においても、一定の事業実績や黒字実績を申請者に求めることとし、また、経営体制や業務執行体制につい

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>つながる懸念があると存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国籍の金融機関等が新たに取引資格を取得する際、国内金融機関等とは異なる取引資格取得基準を設定する予定はあるか。また、基準の一つである事業実績には外国での事業実績も勘案されるとの理解でよいか。 • 入会金の額が大幅に引き下げられるが、既存取引参加者との不公平感の解消に向けた措置等があればご教示いただきたい。 	<p>では、これまで同様の十分な審査を行うこととしております。そのため、今回の見直しは、取引参加者制度への信頼性を低下させるものではなく、取引参加者の多様化を図り、マーケットの活性化に資する施策であることを、ご理解いただければと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国籍の金融機関等が新たに取引資格を取得する場合においても、取引資格取得基準は国内金融機関等と同一であり、また、今後も異なる基準を設ける予定はありません。 • また、外国での事業実績等は、取引資格取得申請会社の国内における業務等との関連性や類似性等を踏まえ、「上場有価証券の売買等に係る事業実績」に類するものとして取り扱うことが適当である場合は、要件の充足性を判断するうえで勘案いたします。 • 現行の入会金制度は、当取引所が株式会社へと移行する際に設けられたものであり、旧会員権の財産的価値は株主権へ転換するとしたうえで、株式会社化の円滑な実現の観点から取引参加権にも財産的価値を認め、実質的にその譲渡を可能としたものです。 (なお、OSE においては、取引参加権の譲渡制度は既に廃止されております。) • 既に株式会社化から約 20 年が経過し、JPX 株式が上場を果たしたこと、取引参加権の譲渡がこの 10 年以上行われていないこ

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>と、海外主要取引所と比較すると東証・OSE の入会金の水準は相当高いこと、あわせて、取引参加者の多様化を図ることは、マーケットや証券業界全体にとっても中長期的にはプラスの効果が期待できること等を踏まえ、株式会社化当時の特別的手当てを廃止し、入会金の額を引き下げることといたしました。今般の対応にご理解賜ればと存じます。</p>

提出者：1 = 楽天証券

以 上